

○桜川市営住宅管理条例施行規則

平成17年10月1日

規則第133号

改正 平成25年3月27日規則第13号

平成28年3月15日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、桜川市営住宅管理条例（平成17年桜川市条例第144号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み)

第2条 条例第8条第1項の規定による入居の申込みは、市営住宅入居申込書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定により申込みをした者が、申込事項を変更しようとする場合又は申込みを取り下げの場合は、市長に市営住宅申込（変更・取下）届（様式第2号）を提出しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、入居資格の調査又は収入認定上必要があるときは、必要な書類を提出させ、又は提示させることができる。

4 外国人で入居申込みのできる者は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項の規定により永住許可を受けた者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条及び第5条に定める特別永住居住者として永住することができる資格を有する者とする。

(平28規則3・一部改正)

(炭鉱離職者等)

第3条 条例第9条第2項の規定により規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 炭鉱離職者にあつては、炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条から第9条の2までの規定により炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者（以下「炭鉱離職者求職手帳受給者」という。）であつて、次のいずれかに該当するものであること。この場合において、炭鉱離職者であつた者であつて、昭和38年1月1日において旧雇用促進事業団が貸与する移転就職者用宿舎（以下「移転就職者用宿舎」という。）に入居していたものは、炭鉱離職者求職手帳受給者とみなす。

ア 移転就職者用宿舎に現に入居している者

イ 移転就職者用宿舎に現に入居したことがない者で、広域職業紹介活動に係る公共職業安定所の紹介により就職し、かつ、当該就職後2年を経過していないもの

(2) 老人にあつては、その世帯構成が満60歳以上の者及びその親族である次に掲げる者のみからなるものであること。

ア 配偶者

- イ 満18歳未満の児童
- ウ 障害者
- エ おおむね60歳以上の者

(3) 障害者にあつては、その世帯構成員のいずれかの者が次のいずれかに該当すること。

ア 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める4級以上の障害があるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する2級以上の障害があるもの

エ ウに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者
（平25規則13・一部改正）

（住宅入居の手続）

第4条 条例第12条第1項第1号の誓約書は、様式第3号によるものとする。

（同居の承認手続）

第5条 条例第13条の規定により同居につき市長の承認を受けようとする者は、市営住宅同居承認願（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者であつて次の各号のいずれかに該当するものであるときは、同居の承認を行うことができる。ただし、その世帯の収入が条例第6条第1項第2号に規定する収入の基準を超える場合は、この限りでない。

- (1) 入居者若しくは同居者と婚姻をした者（婚姻の予定を含む。）であるとき、又は入居者若しくは同居者と養子縁組をした者であるとき。
- (2) 入居者又は入居者の配偶者の三親等内の親族であるとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

（平25規則13・一部改正）

（入居の承継手続）

第6条 条例第14条の規定により入居の承継につき市長の承認を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から15日以内に市営住宅承継入居願（様式第5号）を提出しなければならない。

（連帯保証人の変更）

第7条 条例第15条第2項又は同条第4項の規定に基づき連帯保証人の変更承認を受けようとする者は、市営住宅連帯保証人変更願（様式第6号）を提出しなけ

ればならない。

2 条例第15条第5項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 勤務先

3 条例第15条第5項の規定による届出は、市営住宅連帯保証人届出事項変更届(様式第7号)により行うものとする。

(平25規則13・一部改正)

(利便性係数)

第8条 条例第16条第2項に規定する事業主体が定める数値(以下「利便性係数」という。)は、次に掲げる事項により算定する。

- (1) 利便性係数 利便性立地係数、利便性設備係数及び利便性要素係数により算定した数値
- (2) 利便性立地係数 次の計算式により算定した数値
利便性立地係数 = $(\log 10 \text{ 当該団地の固定資産税評価額相当額} / \log 10 \text{ 普通住宅地等固定資産税評価額の平均値})$
- (3) 利便性設備係数 住戸の浴槽、風呂釜、給湯設備、水洗化及び駐車場の有無により算定した数値
- (4) 利便性要素係数 前2号のほか、必要と認める場合の利便性の要素により算定した数値

(収入に関する申告)

第9条 条例第17条第1項の規定による収入の申告又は報告は、収入報告書(様式第8号)に市町村長が発行する収入を証する書類等を添えて行わなければならない。

2 条例第17条第2項の収入の額及び条例第30条第1項の収入超過者、条例第33条第1項の高額所得者の認定については、毎年10月1日をもって認定日とし、適用は翌年4月1日とする。

3 条例第17条第3項及び条例第30条第2項、条例第33条第2項の規定による意見を述べようとする者は、収入額等変更認定願(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(平25規則13・一部改正)

(家賃及び敷金の減免基準)

第10条 条例第18条及び条例第20条第2項の規定による減免基準は、次の表の区分に従い当該各号に定める額の減額又は免除若しくは徴収猶予とし、その減免期間又は徴収猶予期間は、1年の範囲内で市長が定める。

区分	家賃	敷金
(1) 入居者及びその世帯員が生活保護法(昭和25年法律	ア 家賃が住宅扶助相当額を超えるとき。 住宅扶助相当額を超える部分の家賃の全額の免除	住宅扶助相当額の2倍を超える部分の敷金の全額の免除

第144号)の規定に基づく被保護者である場合	イ 疾病等による入院加療のため、住宅扶助の支給が停止されたとき。	家賃の全額の免除	
(2) 入居者及びその世帯員が当該年度の市町村民税均等割及び所得割を課税されない場合(前年度に所得税を課税された場合を除く。)		家賃の4分の3に相当する額の減額	敷金の4分の3に相当する額の減額
(3) 入居者及びその世帯員が当該年度の市町村民税所得割を課税されない場合(前年度に所得税を課税された場合を除く。)	ア それらの者の所得の合計額が100万円以下のとき。	家賃の4分の2に相当する額の減額	敷金の4分の2に相当する額の減額
	イ それらの者の所得の合計額が100万円を超えるとき。	家賃の4分の1に相当する額の減額	敷金の4分の1に相当する額の減額
(4) 入居者又はその世帯員が3月以上の療養を要する疾病等にかかった場合において、当該療養に要した費用を前年に支出したものとみなして市町村民税及び所得税を算定した結果が第2号又は第3号に該当することとなるとき。	ア 第2号に該当するとき。	家賃の4分の3に相当する額の減額	敷金の4分の3に相当する額の減額
	イ 第3号アに該当するとき。	家賃の4分の2に相当する額の減額	敷金の4分の2に相当する額の減額
	ウ 第3号イに該当するとき。	家賃の4分の1に相当する額の減額	敷金の4分の1に相当する額の減額
(5) 入居者が、風水害、火災その他の災害により著しい損害を受けた場合(新たに市営住宅に入居する場合を含む。)。ただし、その災害が入居者の故意又は重大な過失によるものである場合を除く。		家賃の4分の2から4分の4までの範囲内において市長が定める額の減免	敷金の4分の2から4分の4までの範囲内において市長が定める額の減免
(6) 前各号以外の場合		市長が定める額の減免又は徴収猶予	市長が定める額の減免又は徴収猶予

2 前項の場合において、減免又は徴収猶予する金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円とし、減免期間又は徴収猶予期間は更新するこ

とができる。

(平25規則13・一部改正)

(家賃及び敷金の減免手続)

第11条 条例第18条又は条例第20条第2項の規定により家賃又は敷金の減額又は免除を受けようとする者は、市営住宅家賃(敷金)減免願(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(平25規則13・一部改正)

(家賃及び敷金の徴収猶予)

第12条 条例第18条又は条例第20条第2項の規定により家賃又は敷金の徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃(敷金)徴収猶予願(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(借上げに係る修繕費用の負担)

第13条 条例第21条第2項に規定する借上げ市営住宅の修繕費用の負担は、条例第20条第1項、同条第3項及び条例第21条の規定を準用する。

(平25規則13・一部改正)

(住宅を使用しないときの届出)

第14条 条例第25条の規定による届出は、住宅を使用しない届出(様式第12号)によって行わなければならない。

(居住者の異動届出)

第15条 入居者は、同居している居住者が出生、死亡、婚姻、離婚、転出等により異動したときは、当該事由が発生した後30日以内に市営住宅同居者異動届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(平25規則13・一部改正)

(住宅の他用途使用の承認基準等)

第16条 条例第27条ただし書に規定する市長の承認を受けようとする者は、市営住宅用途併用承認願(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、併用用途が医師、助産婦、あんま、はり、きゅうその他これに類する職業のための使用であって住宅管理上支障がないと認める場合に限り承認するものとする。

(平25規則13・一部改正)

(住宅の模様替え、増築、住宅敷地内の工作物の設置願等)

第17条 条例第28条第1項ただし書に規定する市長の承認を受けようとする者は、市営住宅模様替え等願(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、模様替え等が次の各号のいずれかに該当し、やむを得ない事情があるものと認めるものについて承認するものとする。

(1) 模様替えにあつては、住宅の一部分の模様替えで家屋の主要構造部分に損傷を与えないこと。

(2) 増築にあつては、木造平屋建の物置、風呂場、炊事場であつて、面積の総計が6.6平方メートル以内、屋根は不燃材料を用い、内部は必要に応じ防

火構造とし、土台と敷地境界の間隔は1メートル以上建築部分と隣家の間隔は建設省の定める設定基準による間隔を有するものであり、基本家屋に損傷を与えないこと。

(3) 敷地内の工作物の設置にあつては、工作物が前号の建物であるときは、前号の基準によるものであるほか共同利用者又は近隣者に迷惑をかけないものであり、基本家屋に損傷を与えないこと。

(平25規則13・一部改正)

(住宅の交換)

第18条 市営住宅の入居者が住宅を交換しようとするときは、市営住宅交換願(様式第16号)に必要な書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、市長は、次に該当する場合にあつては、交換の承認をすることができる。

(1) 両者の合意による交換であつて、交換後3月以上居住するものであること。

(2) 同構造の住宅の交換にあつては、同一団地内の交換でないものであること。ただし、条例第9条第2項に規定する老人及び障害者にあつては、この限りでない。

(3) 小規模住宅と一般住宅との交換にあつては、世帯員数が小住宅居住者4人以上、一般住宅居住者3人以下であること。

(4) 交換後の入居者の収入がそれぞれ条例第6条第1項第2号に規定する収入基準に適合するものであること。

(平25規則13・一部改正)

(住宅の返還届)

第19条 条例第29条の規定による届出は、市営住宅返還届(様式第17号)によつて行わなければならない。

(公営住宅の明渡しの期限)

第20条 条例第39条の規定による建替事業による公営住宅の明渡し期限は、請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日とする。

(新たに整備される市営住宅への入居の申込み)

第21条 条例第40条の規定による入居の申込みは、現に入居する市営住宅の除却の日の30日前までに市営住宅入居申込書(様式第1号)により行うものとする。

(社会福祉事業等への使用手続)

第22条 条例第45条第1項の規定による使用の手続は、市営住宅の社会福祉事業等への使用申請書(様式第18号)により行うものとする。

(社会福祉事業等への使用料)

第23条 条例第46条第1項に規定する別に定める額は、桜川市財務規則(平成17年桜川市規則第32号)第219条第3項の規定によりその都度協議するも

のとする。

(駐車場使用の申込み)

第24条 条例第53条の規定による使用の申込みは、市営住宅駐車場使用申込書(様式第19号)により行うものとする。

(平25規則13・一部改正)

(住宅監理員の証票)

第25条 市長は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第33条に規定する市営住宅監理員(以下「監理員」という。)に、市営住宅監理員証(様式第20号)を交付する。

2 監理員は、その職務を行うに当たって常に市営住宅監理員証を所持し、求めに応じて提示しなければならない。

(平25規則13・一部改正)

(市営住宅検査員証)

第26条 条例第58条第3項の身分を示す証明書は、市営住宅検査員証(様式第21号)とする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第13号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条、第21条関係)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

桜川市長 様

申込者 _____ (印)

次のとおり相違ないので、市営住宅の入居を申し込みます。

なお、この申込みに虚偽の内容があるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

募集区分	定期募集 随時募集	希望 住宅名	住宅	住 番	戸 号	棟	階	号
申込者	現住所	〒 (電話番号)						
	勤務先住所	〒 (電話番号)						
区分	フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先	前年の 所得金額	所得の 種類
申込者		本人						
申込者の 親族	同居 親族							
	その他 の扶養 親族							
現住宅 の状況	住宅の種類	持家(名義人氏名：)・続柄：) 民間住宅 民間アパート 社宅 公営住宅 公団住宅 借間 寮 その他						
	住宅に困っている理由	1 住宅以外の建物に居住している。 2 保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。 3 他の世帯と同居又は世帯を分離している。 4 過密な居住環境である(間取り)。 5 立ち退き要求を受けている。 6 遠距離通勤である。 7 高い家賃を払っている。 8 家族と別居中である。 9 婚約中である。 10 その他()						
世帯区分	1 一般 2 老人 3 障害者 4 母子 5 生活保護 6 その他()							

注 1 「募集区分」及び「現住宅の状況」の欄は、該当する項目又は番号に○を付けてください。

2 募集区分が「定期募集」のときは、「住戸番号」の欄は記入しないでください。

3 この申込書の作成に当たっては、入居案内書をよく読んでください。

4 文字は、ていねいに記入してください。

申込みに当たっての注意事項

- 1 申込みは、1世帯1箇所に限ります。
- 2 添付する書類等は、次のとおりです。
 - (1) 所得課税証明書……………市町村長が発行したもの
 - (2) 給与(収入)証明書……………勤務先で発行したもの
 - (3) 市税等納税証明書……………市町村長が発行したもの
 - (4) 住民票の写し(同居予定親族全員のもの)
 - (5) 住宅に困っている理由が、次に該当する場合は、それぞれの事情を証明する書類
 - ア 立ち退き要求を受けている場合
 - イ 高い家賃を払っている場合
 - ウ 婚約中である
 - エ その他の場合
- 3 持参するものは、次のとおりです。
 - (1) 健康保険証又は共済組合員証
 - (2) 印鑑
- 4 申込みの取下げ、又は申込み内容の変更の場合は、別に定める様式により届けてください。

様式第2号(第2条関係)

市営住宅入居申込(変更・取下)届

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり市営住宅入居申込みの(変更・取下げ)をいたしますので、お届けします。

入居申込取下住宅		住宅名 市営	住宅	棟	階	号
入居申込住宅の変更	新	住宅名 市営	住宅	棟	階	号
	旧	住宅名 市営	住宅	棟	階	号
入居申込事項の内容変更	新					
	旧					

注意事項

- 1 この届けは、必ず持参してください。

様式第3号(第4条関係)

(表)

誓 約 書

桜川市長 様

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

(電話番号 _____)

次の市営住宅の入居については、桜川市営住宅管理条例、桜川市営住宅管理条例施行規則及びこれらに基づく指示を遵守いたします。

入 居 住 宅	住宅名	市営 住宅 棟 階 号	
	所在地	桜川市 番地	
	家賃	月額 _____ 円	敷金 _____ 円

上記市営住宅についての家賃等の債務その他の義務を、入居者と連帯して履行します。

		連 帯 保 証 人
フリガナ	住所	
フリガナ	氏名	(_____ 年 月 日) (印)
自宅電話番号		
勤務先	名称	
	所在地	(電話番号 _____)
入居者との間柄		
		連 帯 保 証 人
フリガナ	住所	
フリガナ	氏名	(_____ 年 月 日) (印)
自宅電話番号		
勤務先	名称	
	所在地	(電話番号 _____)
入居者との間柄		

注 提出に当たっては、裏面の注意事項をよく読んでください。

(裏)

添付書類

- 1 入居者及び連帯保証人(注)の印鑑証明書(発行後3月以内のもの)を添付してください。
- 2 市町村長が発行する連帯保証人の所得課税証明書及び納税証明書を添付してください。

注意事項

- 1 入居者及び連帯保証人の印は、印鑑登録をしてある印鑑を使用してください。
- 2 連帯保証人は、次の条件に当てはまる必要があります。
 - (1) 入居者と独立の生計を営み、かつ確実な保証能力を有すること。
 - (2) 入居者の親族であること。
 - (3) 市内に居住する者であること。
- 3 記載事項に異動があったときは、所定の手続きをとってください。

(注) 連帯保証人とは

入居者が家賃等を支払えなくなった場合に債務者と同等(一緒)の立場になって債務を払うことを約束した人のことです。

尚、3ヶ月以上の滞納が発生した場合は連帯保証人に請求が成される場合があります。

様式第4号(第5条関係)

市 営 住 宅 同 居 承 認 願

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、市営住宅への同居承認をお願いします。

入 住 居 宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号			
	家賃： _____ 円		家族数： _____ 人	
同 居 し よ う と す る 親 族	入居者との 続 柄	フリガ 氏 名	生年月日	勤 務 先
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
理 由				

添付書類

入居者及び同居しようとする親族のすべてについて、次の書類を添付してください。

- 1 続柄を証明する書類(戸籍謄本等)
- 2 所得のある者全員の収入を証明する書類(所得課税証明書又は源泉徴収票)
- 3 住民票の写し(世帯全員のもの)

様式第5号(第6条関係)

市 営 住 宅 承 継 入 居 願

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、市営住宅承継入居の承認をお願いします。

入居住宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号					
	家賃： _____ 円			現入居者氏名： 及び続柄		
承継入居する家族	続柄	フリガナ名	生年月日	扶養区分	勤務先名称	過去1年間の収入
	本人					
承継の理由				敷金に関する一切の権限を上記の者に譲渡します。 現入居者氏名 (印)		

添付書類

- 1 戸籍謄本及び住民票の写し(世帯全員のもの)を添付してください。
- 2 承継入居する家族で収入のある者全員の所得課税証明書又は源泉徴収票及び勤務先証明書を添付してください。
また、保険証の写し、市税等納税証明書及び誓約書も併せて添付してください。

注意事項

- 1 扶養区分欄は、扶養されている者のところに○印を付けてください。

様式第6号(第7条関係)

市 営 住 宅 連 帯 保 証 人 変 更 願

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、市営住宅連帯保証人の変更を承認願います。

入居 住宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号		
	家賃：	円	敷金： 円
連 帯 保 証 人	新	住 所：	
		フリガナ 氏 名： (電話番号 (印))	
	現	勤務先	所在地
		名 称 (電話番号)	
証 人	現	住 所：	
		フリガナ 氏 名：	

添付書類

提出に当たっては、誓約書を添付してください。

様式第7号(第7条関係)

市営住宅連帯保証人届出事項変更届

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

市営住宅連帯保証人()について、届出事項に次のとおりの変更が生じたので届け出ます。

変 更 事 項 住 所 氏 名 勤 務 先	変 更 後	
(注)上記()中該当する事項を○で囲むこと。	変 更 前	

添付書類

住民票その他変更事項を証する書類を添付してください。

注意事項

住所には、棟、階、室番号を明記してください。

収入報告書

年 月 日

桜川市営住宅管理条例 17 条第 1 項の規定に基づき
次のとおり申告します。

住宅番号	
住宅名称	
氏 名	
電話番号	
勤務先名称	
勤務先電話番号	

(フリガナ) 氏 名	続柄	生年月日	同居 別居	勤務先又は 事務所名称	所得金額	控除該当項目													
						扶養		障害		本人該当									
						老 人	特 定	普 通	特 別	老 年	寡 婦	寡 夫	特 寡						

一般扶養	老人扶養	特定扶養	障害者	特別障害者	老年者	寡婦	寡夫	特別寡婦

- 注 1. 太線の中を記入してください。同居別居欄は、「同」「別」と記入してください。
2. 所得金額は、円単位で記入してください。所得金額確認のため、所得課税証明書を添付してください。
(入居者で所得のある方は、全員分の証明書が必要です。)
3. 入居者に変更がある場合は、空欄に記入してください。また、異動(転出・死亡等)があった場合は空欄に異動年月日を記入し後日「同居者異動届」を提出してください。

様式第9号(第9条関係)

収入額等変更認定願

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
 氏名 _____ (印)
 (電話番号 _____)

次のとおりですので、市営住宅収入額等の変更認定をお願いします。

入居住宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号													
	家賃： 円													
入居者及び家族状況	続柄	性別	氏名	生年月日	勤務先称	過去1年間の 総収入額 必要経費	所得区分	収入控除区分	①	②	③	④	⑤	⑥

理由														

添付書類

- 1 収入額等の変更理由を証明できる書類(住民票の写し、戸籍謄本、源泉徴収票、所得課税証明書、健康保険証など)を添付してください。

注意事項

- 1 変更を求める理由欄は、市の承認の必要なもの又は届出を要するものの手続を完了してから提出してください。
- 2 収入控除区分欄は、次に当てはまるそれぞれの欄の○印を記入してください。
 - ①同居親族又は扶養親族 ②老人扶養親族 ③一般障害者
 - ④特別障害者 ⑤老年人又は寡婦 ⑥非同居の扶養親族

様式第10号(第11条関係)

市 営 住 宅 家 賃 (敷 金) 減 免 願

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、市営住宅家賃(敷金)の減免をお願いします。

入 居 住 宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号				
	家賃：	円	敷金：	円	家族数 人
収 入 の あ る 同 居 家 族	続 柄	氏 名	生年月日	月 収(円)	勤 務 先 名 称 及 び 電 話 番 号
	本 人				
減 免 希 望 額	年 月 日 から	月 分 家 賃 の	に 相 当 す る 額	円	
減 免 希 望 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	月 間		
減 免 希 望 理 由					

注意事項

提出に当たっては、裏面注意事項をよく読んでください。

添付書類

- 1 当該年度の市税等納税証明書(市長の証明が得られない時期の申請にあつては、前年度の証明書を添付し、後日当該年度の証明書を提出すること。)
- 2 前年の源泉徴収票又は確定申告書の写し及び所得課税証明書
- 3 住民票の写し(世帯全員のもの)
- 4 健康保険証又は共済組合員証
- 5 家賃の納入通知書及びその領収書(過去3月分)
- 6 生活保護法による被保護者である場合は、その証明書
- 7 その他記載事項について証明できる書類

様式第11号(第12条関係)

市営住宅家賃(敷金)徴収猶予願

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、市営住宅家賃(敷金)の徴収猶予をお願いします。

入 居 住 宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号				
	家賃： _____ 円		敷金： _____ 円		
収 入 の あ る 同 居 家 族	続 柄	氏 名	生年月日	月 収(円)	勤 務 先 名 称 及 び 電 話 番 号
	本 人				
徴 収 猶 予 希 望 額	年 月 から 月 まで	月 分 家 賃 の (敷金)	に 相 当 する 額 (_____ 円)		
徴 収 猶 予 希 望 期 間	年 月 から	年 月 まで	月 間		
徴 収 猶 予 希 望 理 由					

注意事項

提出に当たっては、裏面注意事項をよく読んでください。

添付書類

- 1 当該年度の市税等納税証明書(市長の証明が得られない時期の申請にあつては、前年度の証明書を添付し、後日当該年度の証明書を提出すること。)
- 2 前年の源泉徴収票又は確定申告書の写し及び所得課税証明書
- 3 住民票の写し(世帯全員のもの)
- 4 健康保険証又は共済組合員証
- 5 家賃の納入通知書及びその領収書(過去3月分)
- 6 生活保護法による被保護者である場合は、その証明書
- 7 その他記載事項について証明できる書類

様式第12号(第14条関係)

住宅を使用しない届出

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、お届けします。

入 住 居 宅	市営 住宅 棟 階 号			
	続柄	氏名	生年月日	勤務先
使 用 し な い 家 族	本人			
使用しない期間				
使用しない理由				
使用しない間の管理方法				
使用しない間の責任者住所・氏名	住所	氏名		

様式第13号(第15条関係)

市 営 住 宅 同 居 者 異 動 届

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、市営住宅同居者の異動をお届けします。

入 居 宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号						
	入居者名						
異 動 家 族	続柄	性別	フリガナ 氏 名	生年月日	職業	異動年月	異 動 理 由
							(1) (2) (3) (4) (5) (6)
							(1) (2) (3) (4) (5) (6)
							(1) (2) (3) (4) (5) (6)
							(1) (2) (3) (4) (5) (6)
							(1) (2) (3) (4) (5) (6)

添付書類

- 1 住民票の写し(当該住宅に入居している世帯全員のもの)
- 2 住民票の除票(転出及び死亡の場合)

注意事項

- 1 異動事由が発生した後30日以内に提出してください。
- 2 「異動理由」欄は、次の当てはまる番号を○で囲んでください。
(1) 出生 (2) 出生以外による (3) 結婚による転出
(4) 養子縁組による転出 (5) その他による転出 (6) 死亡
- 3 同居の場合は、「市営住宅同居承認願」により申請し、承認を受ける必要があります。

様式第14号(第16条関係)

市営住宅用途併用承認願

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用したいので承認願います。

入居住宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号
	入居者名 _____ 人
併用用途	
併用期間	年 月 日から 年 月 日まで
併用理由	
隣室承認	氏名 _____ 棟 階 号 (印)
	氏名 _____ 棟 階 号 (印)

添付書類

併用する用途に関する証明書又はそれを証明する書類を提出してください。

注意事項

「隣室承認」欄に、隣室及び上下階の承認を取ってください。

様式第15号(第17条関係)

市 営 住 宅 模 様 替 え 等 願

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

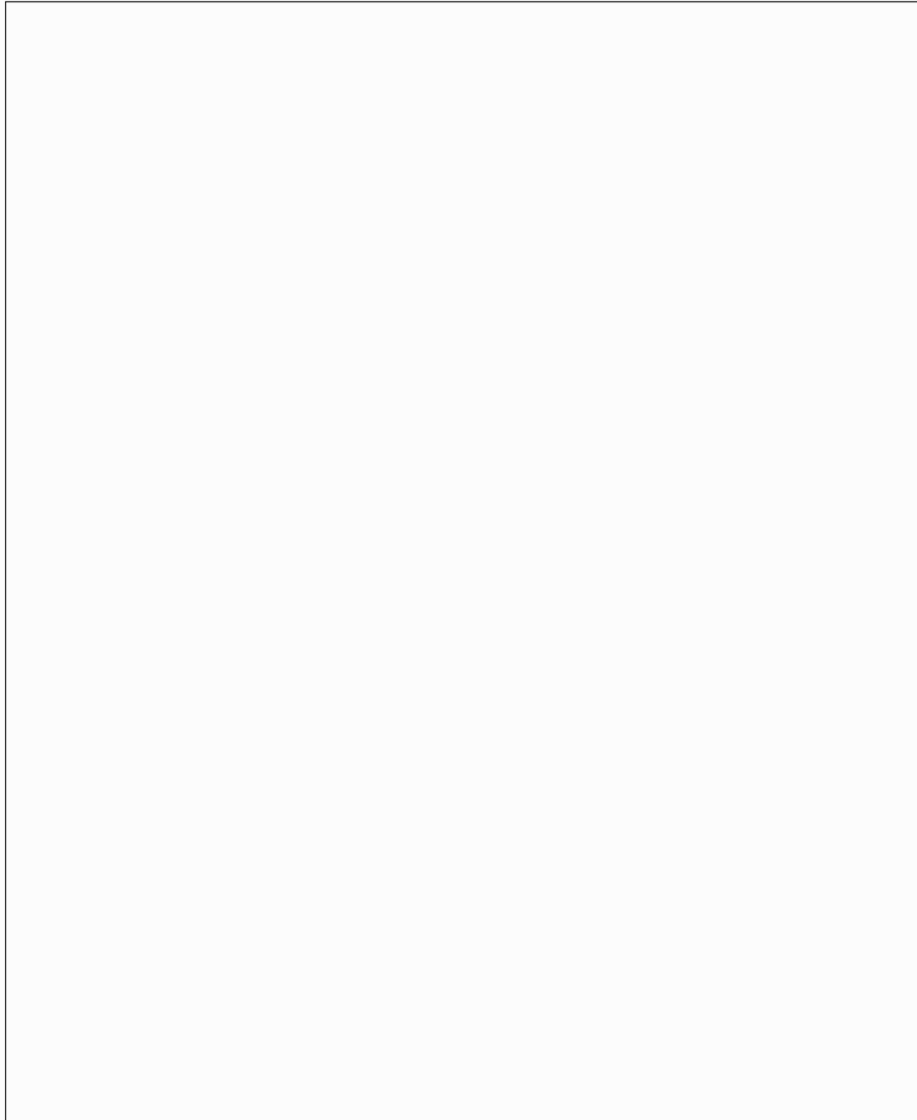
次のとおり、模様替え等をしたので申請します。

入 居 宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号			
	入居者名			
模様替え等の内容				
隣室承認	氏名 棟 階 号 (印)	氏名 棟 階 号 (印)		
	氏名 棟 階 号 (印)	氏名 棟 階 号 (印)		

注意事項

- 1 模様替えの内容について、その設計図又は配置図等を裏面に記入してください。
- 2 「隣室承認」欄には、隣室及び上下階の承認を取ってください。ただし、室内に設置するものについては必要ありません。

模様替え等の内容(設計図又は配置図等)



注意事項

- 1 工作物の寸法を正確に記入してください。
- 2 戸外に設置する工作物については、隣室及び隣地との境界間隔を正確に記入してください。
- 3 設置する工作物を朱書きして図示してください。

様式第16号(第18条関係)

市 営 住 宅 交 換 願

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、市営住宅の交換をしたいのでお願いします。

入 居 住 宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号	
	入居者名	入居者数 人
	勤務先名称 (電話番号 _____)	
	過去1年間の年収：	
交 換 希 望 住 宅	1 市営 住宅 階	
	2 市営 住宅 階	
希 望 理 由	(詳しく記入してください。)	

添付書類

所得課税証明書(前年の所得を記載したもの)又は前年の源泉徴収票を添付してください。

様式第17号(第19条関係)

市 営 住 宅 返 還 届

年 月 日

桜川市長 様

住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

次のとおり、市営住宅を退去するので返還いたします。

入 居 住 宅	住宅名：市営 住宅 棟 階 号
移 転 先 住 所	〒 _____ ----- (電話番号 — —)
敷金支払方法 (希望する方 法の番号を○ で囲む。)	1 現金払 2 口座振替払 ()銀行・()支店・支所 普通・当座(口座番号) 口座名義人()
返 還 日	年 月 日
返 還 理 由	
未 納 家 賃	

添付事項

1 この届けを提出するときは、未使用の納入通知書を併せて提出してください。

注意事項

- 1 この届けは、退去する日の15日前までに提出してください。
- 2 移転先住所は、敷金返還先となりますので、正確に、番地、方書まで楷書で記入してください。
- 3 退去するときは、すべての鍵を返還してください。
- 4 畳・襖の張替えをしてください。また模様替えをしたものは直してください。
- 5 未納家賃や入居者負担の修繕及びクリーニング等がある場合は、敷金を充当します。

様式第18号(第22条関係)

番 号
年 月 日

桜川市長 様

事業実施主体の長 氏 名 印

市営住宅の社会福祉事業等への使用申請書

標記のことについて、桜川市営住宅管理条例第45条第1項の規定に基づき次により申請
します。

1 使用住宅

2 使用目的

3 使用期間

年 月 日より 年 月 日 まで
日間

4 事業実施計画の概要(過去の実績についても記載すること。)

5 事業実施主体(法人)の概要

様式第19号(第24条関係)

市営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

桜川市長 様

申込者 ㊟

次のとおり相違ないので、市営住宅駐車場の使用を申し込みます。
なお、この申込みに虚偽の内容があるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

入居住宅名：		住戸番号： 棟 階 号				
申 込 者	現住所 〒	(電話番号 — —)				
	勤務先 〒 所在地	(電話番号 — —)				
フリガナ 使用者氏名	申込者 との続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先等	
使用する 自動車の表示	メーカー名 登録番号	車名 色	(乗用車・貨客兼用者)			

- 注 1 申込者は、市営住宅入居の決定を受けた方又は市営住宅の入居者で、市に駐車場の使用を申込まれていない方に限ります。
2 使用者は、申込者本人又は同居(予定)の親族の方に限ります。
3 申込みは、1世帯に1台分に限ります。

様式第20号(第25条関係)

(表)

6センチ メートル	第 号	写
	市 営 住 宅 監 理 員 証	真
	職 氏 名	
	公営住宅法第33条の規定に基づく市営住宅監理員であることを証明する。	
	年 月 日	
	桜川市長	印
	8.5センチメートル	

(裏)

公 営 住 宅 法(抜粋)
第33条 事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさ どり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要 な指導を与えるために公営住宅監理員を置かなければならない。

様式第21号(第26条関係)

(表)

6センチメートル	第 号	写
	市 営 住 宅 検 査 員 証	真
	職 氏 名	
	桜川市営住宅管理条例第58条の規定に基づく検査員であることを証明する。	
	年 月 日	
	桜川市長	印
	8.5センチメートル	

(裏)

桜川市営住宅管理条例(抜粋)
第58条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員又は市長の指定する職員に、市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承認を得なければならない。
3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第1号 (第2条、第21条関係)
(平25規則13・全改)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第4条関係)
(平25規則13・全改)

様式第4号 (第5条関係)
(平25規則13・全改)

様式第5号 (第6条関係)
(平25規則13・全改)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第9条関係)
(平25規則13・全改)

様式第9号 (第9条関係)
(平25規則13・全改)

様式第10号 (第11条関係)
(平25規則13・全改)

様式第11号 (第12条関係)
(平25規則13・全改)

様式第12号 (第14条関係)
(平25規則13・全改)

様式第13号 (第15条関係)
(平25規則13・全改)

様式第14号 (第16条関係)
(平25規則13・全改)

様式第15号 (第17条関係)
(平25規則13・全改)

様式第16号 (第18条関係)
(平25規則13・全改)

様式第17号 (第19条関係)
(平25規則13・全改)

様式第18号 (第22条関係)

様式第19号 (第24条関係)

様式第20号 (第25条関係)

様式第21号 (第26条関係)